資料1

令和2年度　保険料率について（案）

Ⅰ．令和2年度保険料率について【医療分】

令和２年度平均保険料率に関する論点

１．平均保険料率

«現状・課題»

✓ 協会けんぽの平成30年度決算は、収入が10兆3,461億円、支出が9兆7,513億円、収支差は5,948億円となり、準備金残高は2兆8,521億円で給付費等の3.8か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。

✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことの効果に加え、診療報酬のマイナス改定や制度改正の影響（退職者医療制度の廃止）等により一時的に支出が抑制されたことなどによるものと考えられる。

✓ 一方、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の観点などから、今後も予断を許さない状況にある。
- ・高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、後期高齢者が急増するため、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。
- ・高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載が増加していくと見込まれること。
- ・平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化しており、賃金の動向も不透明であること。

✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、今回も5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーション（詳細はＰ．９～１３参照）を行ったところ、保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

【論点】

➢ 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の５年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和2年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※　平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

令和２年度平均保険料率に関する論点

２．都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

«現状・課題»

✓ これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成31年度の激変緩和率は8.6/10。政令で定められた激変緩和措置の解消期限は、「令和2年3月31日」（令和元年度末）とされていることから、令和2年度の拡大幅は1.4となり、解消期限どおりに激変緩和措置が終了となる。これにより、令和２年度以降の都道府県単位保険料率には、激変緩和措置が適用されないこととなる。

✓ 一方、平成30年度から本格実施しているインセンティブ制度については、平成30年度の実施結果が、令和2年度の都道府県単位保険料率に反映されることとなる。

【論点】

➢ 激変緩和措置について、政令で定められた解消期限（令和元年度末）までに終了できるよう、計画的に解消を進めてきたところであり、解消期限どおりに終了し、令和２年度は激変緩和措置を講じないことでよいか。

➢ インセンティブ制度について、本年11月に開催する運営委員会において、平成30年度実績の確定値を示し、当該実績に基づく評価が上位23位に該当する支部に対して、支部ごとの評価に応じた報奨金を付与することにより、保険料率の引下げを行うことでよいか。

３．保険料率の変更時期

«現状・課題»

✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、４月納付分（３月分）から変更している。

【論点】

➢ 令和２年度保険料率の変更時期について、令和２年４月納付分（３月分）からでよいか。

令和２年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

１．平均保険料率

■ 当組織にて支部評議員の意見を聴取したが、理事長の中長期的な立ち位置や様々なデータによる中長期的な料率に対する考え方が浸透してきており、全員が料率維持との意見であった。今後の健全な運営のため、料率を維持する方向で検討いただきたい。

■ 協会けんぽはセーフティネットの役割があり、これは協会けんぽの重要な役割である。健保組合の解散後は、協会で受け入れることになるので、今後もできる限り安定的な運用をする必要があると感じる。

■ 支部の意見の大半が維持となったことは、本部の中長期的な立ち位置との考えが浸透し、支部からも評議員に対して丁寧に説明された結果だと思う。これだけ維持という意見が出ているので、その意見を尊重すべきである。また、評議会意見にもあるが、準備金を有効に活用し将来的なコスト削減に結びつけることが大事である。

■ 支部の意見は概ね維持であるが、それは、多くの支部が「10%が限界」であるということと受け取れるのではないか。また、保険料率引き下げについては、国庫補助の減額による保険料率の持続性を損なう恐れや後期高齢者の自己負担額が今後の議論次第であることを考えると、現状では10%維持が賢明。

■ 中長期的な考え方に一定の理解が得られ、支部に浸透しているという意見に賛同する。一方で、準備金の適正な水準を客観的に示すべきなどの意見についても傾聴すべきであり、適正な水準ということについて、議論を詰めることが大事であると思う。その際、適用拡大や健保組合の解散などのリスクを明確にして、準備金が必要であることを丁寧に説明をすることが大事である。

■ 平成20年から約10年間で、事業主の社会保障費への負担は増大している。適用拡大等、負担が増える議論があることは承知しているが、これ以上の負担は、事業主も従業員も困難であることを認識いただき、少しでも負担が軽減できるように来年度の保険料率を議論いただきたい。

■ 保険料率が上がるということは、医療費を使うからである。保険料率が高い支部を見ると、時間外受診が多い。そういうことを明らかにして是正しなければ適正化はできない。医療費としては微々たる効果かもしれないが、時間外受診の是正や薬剤の適正使用などに取り組まなければ、適正化は困難であると思う。

令和２年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

２．都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

- 激変緩和措置の解消について、特段の異論はなし。
- インセンティブ制度導入について、特段の異論はなし。

３．保険料率の変更時期

- 令和２年４月納付分から変更するということについて、特段の異論はなし。

令和２年度保険料率について（支部評議会における主な意見）

令和元年10月に開催した各支部の評議会での意見については、昨年と同様、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。

意見書の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

※（　）は昨年の支部数

意見書の提出なし　13 支部（9 支部）

意見書の提出あり　34 支部（38 支部）

① 平均保険料率 10%を維持するべきという支部　21 支部（18 支部）

② ①と③の両方の意見のある支部　7 支部（13 支部）

③ 引き下げるべきという支部　2 支部（6 支部）

④ その他（平均保険料率に対しての明確な意見なし）　4 支部（1 支部）

※ 激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期についても、４月納付分（３月分）以外の意見はほぼなし。

令和２年度の保険料率に関する青森支部評議会での意見

１．平均保険料率

■ 協会が中長期的な観点を重視して推移を見守って財政運営するという考え方について運営委員会で了承されていることは理解するけれども、例えば５年間というタイムスパンで見たとしても色々な変数が有り得るので、もう少し柔軟に考えて検討していく余地があるのではないか。（評議会意見）

■ 中長期的な視点を持って保険料率を考えることが大事なのは当たり前の話であるが、そこに受益者負担という考え方をどの程度取り込むのかということだと思う。法定準備金の１か月分に対して現状は3.8か月分あるということはどのように整合性を取っていけばいいのか。どの程度の準備金の水準が適正かということについては定量的な目安がなければ議論が収斂されないのではないか。（事業主代表）

■ 法定準備金は１か月分とされていることの意味をどのように受け止めているのか。普通に考えればそれをクリアしていれば保険料を安くしてもいいよというのが一般的な感覚である。そうでなければ、準備金がどの程度になったら保険料率の見直しを検討するという定量的な目安を持った方がよいのではないか。（事業主代表）

■ 協会けんぽの支出を見ると、高齢者医療制度への拠出金の割合が約36%を占めており、非常に社会保障的な財政の枠組みとなっている傾向を踏まえると、協会けんぽの財政は本来どこを目指してやっていくべきなのかということについて、保険料率の議論をしていくなかで色々な要素を具体的に整理していくべきではないか。（事業主代表）

■ 賃金上昇率の考え方に関連して、中長期的に見れば高齢化が進み労働力が不足してくるはずなので、賃金上昇率が上がる可能性が高いのではないか。労働力が不足していく中でどのように対応するかということについても、現時点ではＡＩ（人工知能）や機械を活用して生産性を向上させるという見方なので、そのあたりも踏まえた検討が必要ではないか。（被保険者代表）

■ 保険料率について中長期的に今後の経済動向を見ながら考えていきたいということだが、果たして今の状況で10年先を見据えた議論をしてよいものなのか。もう少し短い５年くらい先を見据えて柔軟に対応できるような議論をしていくべきではないか。（被保険者代表）

令和２年度の保険料率に関する青森支部評議会での意見

２．保険料率の変更時期

■　保険料率の変更時期について、平成30年度のインセンティブ制度の実績が令和２年度の都道府県単位保険料率に反映されるということであれば、令和２年度保険料率の変更時期については、令和２年５月納付分（４月分）からとして双方の年度単位を合わせた方が被保険者や事業主の方に理解されやすいのではないか。（被保険者代表）

（参考1） 来年度以降の10年間（2029年度まで）の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況

（協会けんぽ（医療分）の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算）

５年収支見通し（令和１年９月試算）と同様の前提をおいて、２０２０年度（令和２年度）以降の平均保険料率を１０．０％～９．５％でそれぞれ維持した場合について、今後１０年間（2029年度まで）の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

〈 ５年収支見通し（令和１年９月試算）の前提 〉

○　今後の被保険者数等については、次の通りとした。
①　令和1、2年度については、協会けんぽの実績に基づいて推計を行った。
②　令和3年度以降については、「日本の将来推計人口」（平成29年4月　国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）を基礎として推計を行った。

○　今後の賃金上昇率については、次の通りとした。
①　令和1、2年度については、現状の傾向が続くという前提の下、平成30年度決算等の直近の協会けんぽの実績から、令和1年度0.8%、2年度0.9%と見込んだ。
②　令和3年度以降については、以下の３ケースの前提をおいた。

Ⅰ　1．2%[1)]で一定
Ⅱ　0．6%[2)]で一定
Ⅲ　0．0%で一定

注：1）平均標準報酬月額（年度累計）の増減率の過去10年における最大値（平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響（＋0.5%）を除く）である平成30年度の値。
2）平均標準報酬月額（年度累計）の増減率の過去10年平均（平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響（＋0.5%）を除く）を基本としつつ、平成21～23年度の不況に伴う賃金水準の低下を一時的な要因とみなして除外し、過去7年平均とした。

（参考1） 来年度以降の10年間（2029年度まで）の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況

（協会けんぽ（医療分）の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算）

○　今後の医療給付費については、次の通りとした。

①　令和1、2年度の加入者一人当たり伸び率については、協会けんぽの実績から、令和1年度2.1%、2年度2.4%（消費税の引上げに伴う影響を含む）と見込んだ。

②　令和3年度以降の加入者一人当たり伸び率については、平成27～30年度（4年平均）の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸びの平均（実績）を使用した。

（単位　%）

７５歳未満[1)]	２．１
７５歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	０．２[2)]

注：1）団塊の世代が７０歳代へ移行している影響で、７０～７４歳の年齢階級について、平均年齢が低下し1人当たり医療費が低下している。この一時的な特殊要因を除去するため、７０歳未満と７０～７４歳に分けていた1人当たり医療費を７５歳未満に改める。

2）平成30年度実績が平成31年2月までしか公表されていないため、平成30年度については11か月分の伸び▲0.3%を用いて平均を算出している。

○　現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用した。

＜試算結果の概要＞

2021年度以降の賃金上昇率	平均保険料率10%維持の場合の準備金残高のピーク[1)]	2029年度における準備金残高が法定準備金を下回る平均保険料率
Ⅰ．１．２%で一定	2026年度及び2027年度	９．５%～９．６%
Ⅱ．０．６%で一定	2023年度	９．５%～９．８%
Ⅲ．０．０%で一定	2022年度	９．５%～１０．０%

注：1）平均保険料率を引き下げたケースでは準備金残高のピークは更に早まる。

Ⅰ　賃金上昇率：２０２１年度以降　１．２％

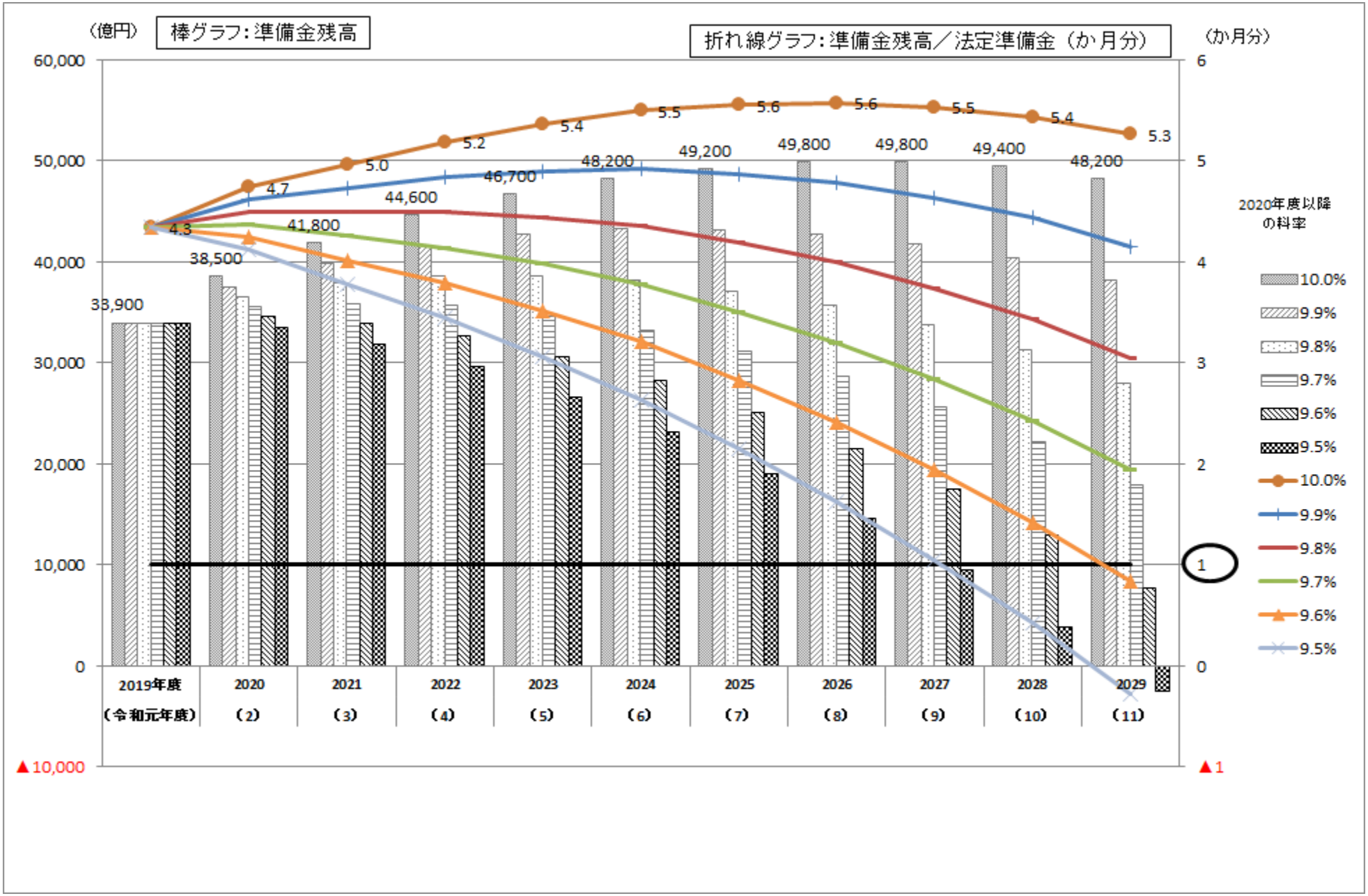

Ⅱ　賃金上昇率：２０２１年度以降　０．６％

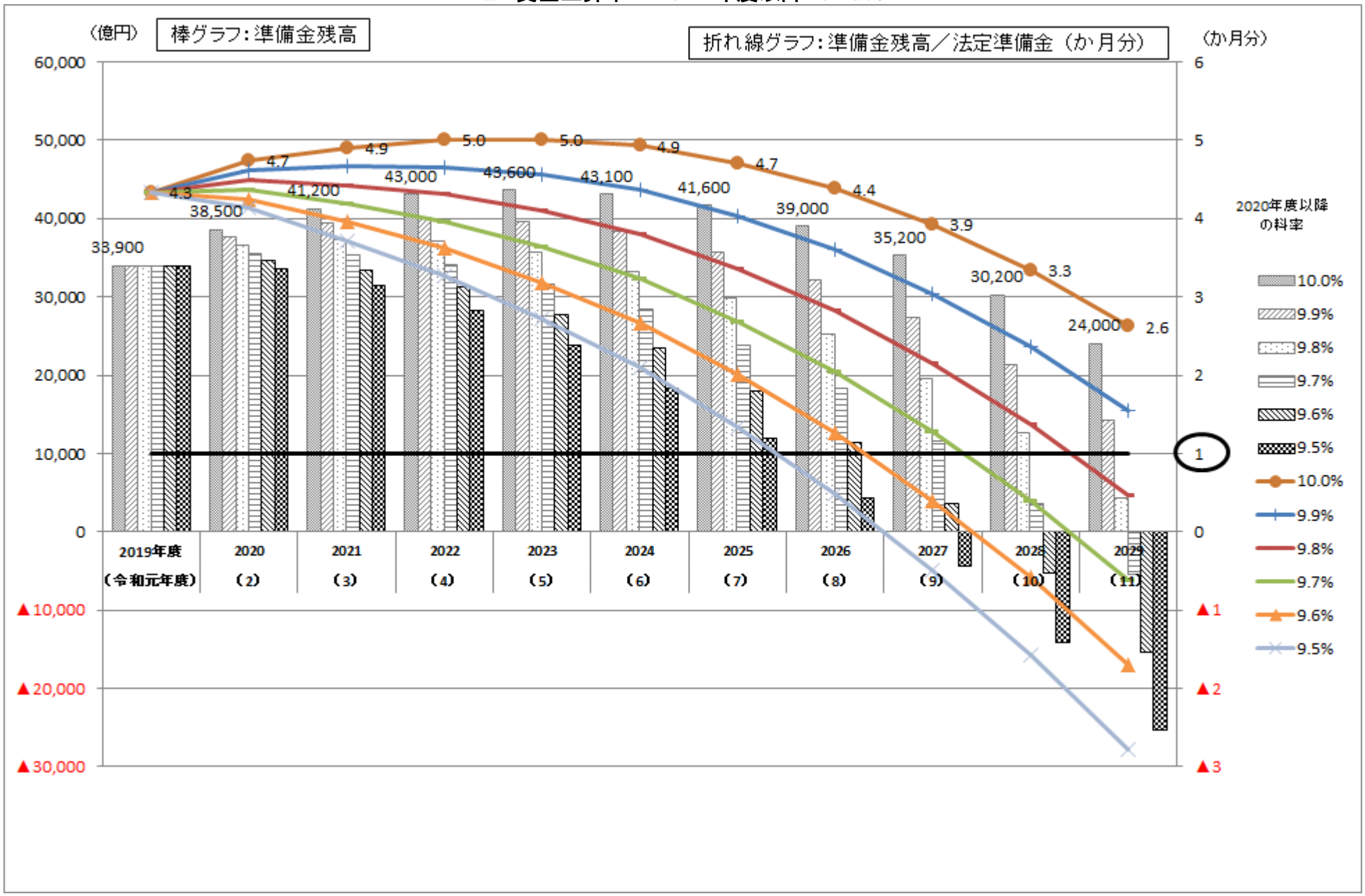

Ⅲ　賃金上昇率：２０２１年度以降　０．０％

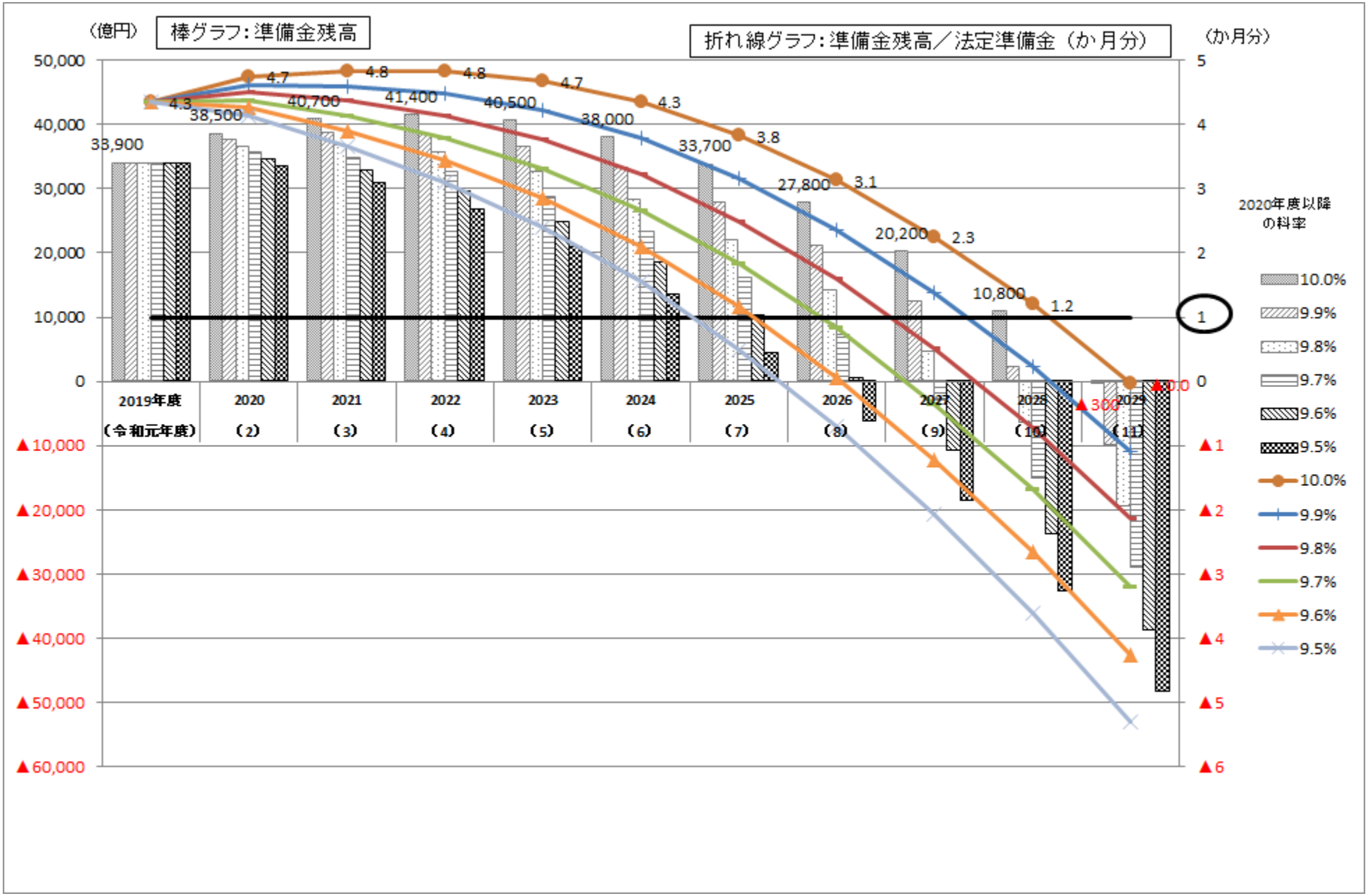

１．令和2年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和2年度は、平成30年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10％
- 今回より激変緩和措置終了、インセンティブ制度開始
- ４月納付（３月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

令和2年度　青森支部の保険料の試算

第1号都道府県単位保険料率　支部ごとの医療費にかかる部分

調整前の保険料率　：　6．2834％

年齢構成の違いによる医療費の差や、所得水準の違いによる財政力の差を調整する。
（年齢調整　：　▲0．2026％　　所得調整　：　▲0．8896％）

調整後の保険料率　：　6．2834％　＋　▲0．2026％　＋　▲0．8896％　＝　**5．1912％**　…　A

共通料率　現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等にかかる部分で全国一律

10％（平均保険料率）　－　5．2692％（第1号全国平均）　＝　**4．7308％**　…　B

精算分　平成30年度の医療給付費精算分

301百万円（平成30年度収支差）　÷　966，964百万円（令和2年度総報酬額見込）　×　100　＝　**0．0311％**　…　C

平成30年度の青森支部の収支差はプラスとなったため、**令和2年度において保険料率を引き下げる**必要がある。

インセンティブ制度分　平成30年度のインセンティブ制度による加減算額

▲111百万円（平成30年度加減算額）　÷　966，964百万円（令和2年度総報酬額見込）　×　100　＝　**0．0115％**　…　D

平成30年度の青森支部の実績は全国9位となりインセンティブ（報奨金）が付与されたため、**令和2年度において保険料率を引き下げる**必要がある。

A　＋　B　－　C　－　D　＝　**9．8794％　≒　9．88％**

注）　端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

令和2年度　青森支部の保険料の試算（イメージ）

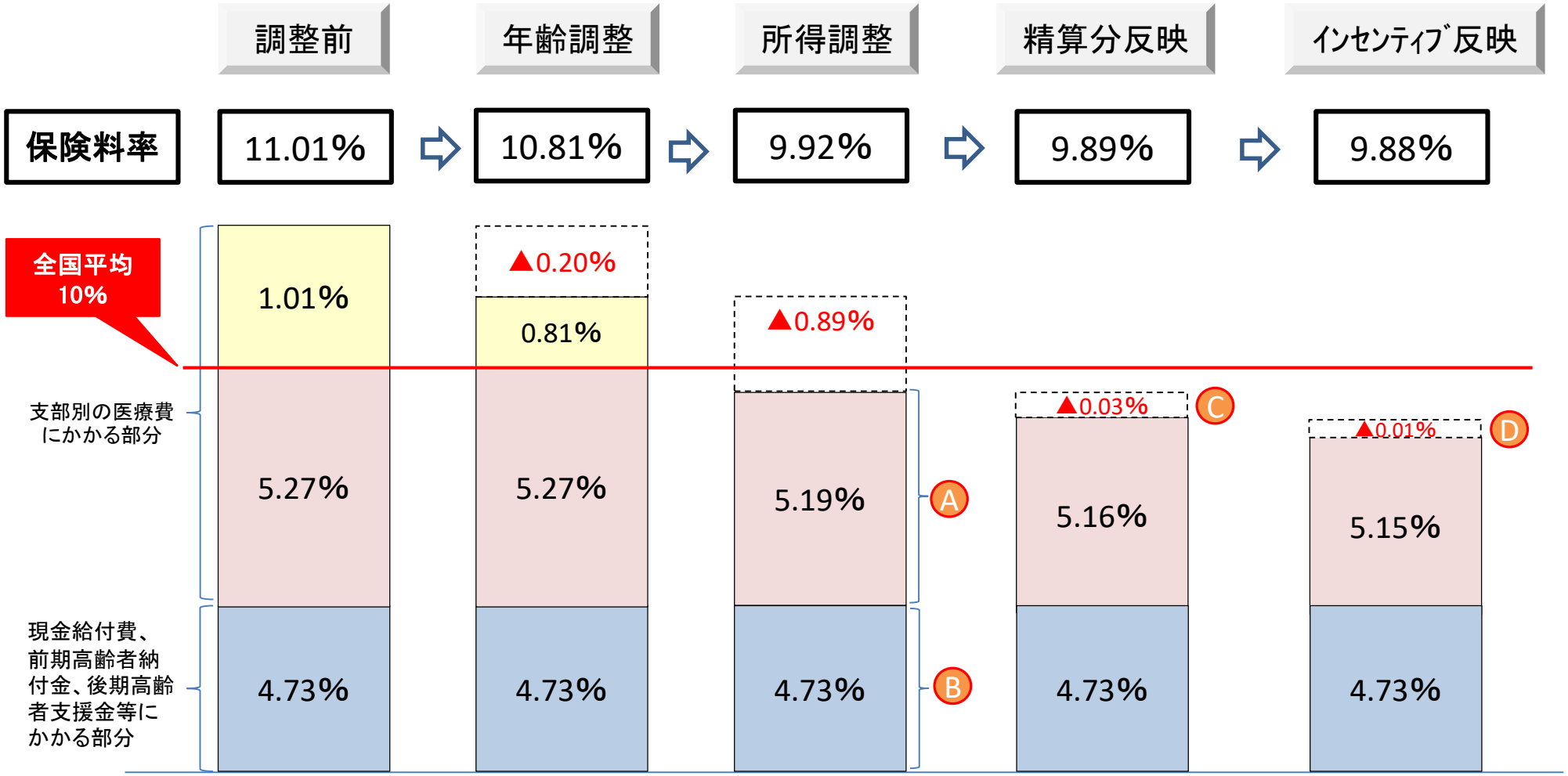

注）　端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

全国における青森支部の位置

令和2年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
（暫定版）

保険料率（%）	支部数	
10.73	1	
10.41	1	
10.34	1	
10.33	1	
10.32	1	
10.30	1	
10.28	1	
10.25	2	
10.22	2	
10.20	1	24
10.17	2	
10.15	1	
10.14	3	
10.07	1	
10.06	1	
10.05	1	
10.03	1	
10.01	2	
9.99	1	
9.97	1	
9.95	1	
9.93	1	
9.92	1	
9.91	1	
青森支部→ 9.88	3	
9.87	1	
9.81	2	23
9.79	1	
9.77	4	
9.75	1	
9.73	1	
9.71	1	
9.70	1	
9.59	1	
9.58	1	

令和2年度都道府県単位保険料率の
令和元年度からの変化
（暫定版）

令和元年度保険料率からの変化分 料率（%）	金額（円）	支部数	
＋0.15	＋210	1	
＋0.11	＋154	1	
＋0.10	＋140	1	
＋0.09	＋126	2	
＋0.08	＋112	1	
＋0.07	＋ 98	2	21
＋0.06	＋ 84	1	
＋0.05	＋ 70	1	
＋0.03	＋ 42	2	
＋0.02	＋ 28	6	
青森支部→ ＋0.01	＋ 14	3	
0.00	0	2	
▲0.01	▲ 14	3	
▲0.02	▲ 28	5	
▲0.03	▲ 42	3	
▲0.04	▲ 56	3	
▲0.05	▲ 70	2	
▲0.06	▲ 84	1	24
▲0.07	▲ 98	2	
▲0.08	▲112	1	
▲0.09	▲126	1	
▲0.11	▲154	1	
▲0.12	▲168	1	
▲0.13	▲182	1	

注1.「＋」は令和2年度保険料率が令和元年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		H30年度	R1年度		R2年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R1年12月) (b)	R1-H30 (b-a)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月) (c)	R2-R1 (c-b)	
収入	保険料収入	91,429	96,149	4,720	99,389	3,240	H24-R1年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,850	12,110	261	12,669	559	R2年度保険料率： 10.00%
	その他	182	619	437	290	▲ 329	R2年度減額国庫： 333
	計	103,461	108,879	5,417	112,348	3,469	
支出	保険給付費	60,016	63,912	3,897	67,261	3,349	
	前期高齢者納付金	15,268	15,246	▲ 22	15,307	62	
	後期高齢者支援金	19,516	20,999	1,483	21,040	41	
	退職者給付拠出金	208	2	▲ 206	1	▲ 1	
	病床転換支援金	0	0	0	0	0	
	その他	2,505	3,644	1,139	3,295	▲ 349	
	計	97,513	103,802	6,290	106,903	3,101	○R2年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率
単年度収支差		5,948	5,076	▲ 872	5,445	368	R2年度均衡保険料率： 9.45%
準備金残高		28,521	33,597	5,076	39,042	5,445	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

Ⅱ. 令和2年度保険料率について【介護分】

（1）介護保険料率

○　令和2年度は介護納付金が1兆463億円（前年度比▲208億円）となった。令和元年度末に見込まれる不足分（▲467億円）*も含め、単年度で収支を均衡させるために必要な保険料収入を算出した。

○　その結果、**令和2年度の介護保険料率は1．79%となる。**

* 令和元年度末に見込まれる不足分については、30年12月の政府予算案策定時に国から示された介護納付金の予算額と31年4月に診療報酬支払基金から示された実際の賦課額の間に差が生じたことによるもの。この差額は、政府予算策定時（12月）から賦課額が決定（4月）する間に介護納付金の額を計算する際の各保険者の計数（総報酬等）に差が生じたこと等によって発生しているものと聞いている。

（2）介護納付金

介護納付金の推移は下表の通り。

令和2年度の介護納付金については、前々年度（30年度）のマイナス精算（▲568億円）の影響が大きいことと併せて、平成29年度から段階的に導入されている総報酬割（令和元年度3/4 → 令和2年度完全総報酬割 ）の影響等により、概算額の伸びが鈍化していること等により、令和元年度との比較では208億円の減となった。

なお、介護納付金が完全総報酬割となったこと等に伴い、令和2年度の介護納付金補助金は措置されていない。

（参考1）　27年度決算～令和2年度予算）の介護納付金の内訳

（単位：億円）

	平成27年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	決算額	決算額	（差額）	決算額	（差額）	決算額	（差額）	賦課額	（差額）	予算額	（差額）
介護納付金	8,971	9,503	（ 532）	9,858	（ 355）	10,130	（ 272）	10,671	（ 541）	10,463	（▲ 208）
概算額	9,062	9,637	（ 575）	9,877	（ 240）	10,238	（ 361）	10,820	（ 582）	11,031	（ 211）
精算額	▲ 91	▲ 134	（▲ 43）	▲ 19	（ 115）	▲ 109	（▲ 89）	▲ 150	（▲ 41）	▲ 568	（▲ 419）
介護保険への被用者保険間負担割合	介護2号被保険者割			1/3総報酬割		1/2総報酬割		3/4総報酬割		総報酬割	

注）　端数整理のため、計数が整合しない場合がある。事務費は精算額に含まれる。
令和2年度の介護納付金（10,463）は、予算セット時のもの。

介護保険の令和2年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和2年度は、令和元年度末に見込まれる不足分（467億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.79％（4月納付分から変更）とする。

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

1.73％から令和2年4月以降に1.79％へ引き上げた場合の令和2年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕 2,597 円 （ 74,874円 → 77,471円） の負担増
〔月額〕 192 円 （ 5,536円 → 5,728円） の負担増

（注1） 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.525月とした場合の負担を算出したものである。
（注2） 「年額」は令和元年度（12か月分）と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 （R1年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （R1年12月）	
収入	保険料収入	8,664	10,091	10,905	H30年度保険料率： 1.57% R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79%
	国庫補助等	879	515	－	
	その他	－	－	－	
	計	9,543	10,606	10,905	納付金対前年度比 ⇒ ▲208
支出	介護納付金	10,130	10,671	10,463	
	その他	18	－	－	
	計	10,148	10,671	10,463	
単年度収支差		▲ 605	▲ 65	443	
準備金残高		▲ 403	▲ 467	▲ 25	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

Ⅲ．令和２年度保険料改定にかかるスケジュール

今後の運営委員会、支部評議会について

令和２年度都道府県単位保険料率及び事業計画・予算の決定に向けたスケジュール
（現時点での見込み）

	1月	2月	3月
運営委員会	1/29 【議題】 ①定款変更について〈付議〉 （令和２年度都道府県単位保険料率等の決定） ②令和２年度保険料率に関する広報について	2/21（予備日）	3/19 【議題】 ①令和２年度事業計画・予算の決定〈付議〉 ②支部事業計画の報告
支部評議会	支部長からの意見の申出 ・都道府県単位保険料率 ・令和２年度支部事業計画（支部の独自事業など） ・令和２年度予算（支部保険者機能強化予算）		
その他		保険料率の広報等	
（備考）国		保険料率の認可等	事業計画、予算の認可等

※運営委員会の議題については、令和元年12月末時点で想定されるものであり、変更があり得る。
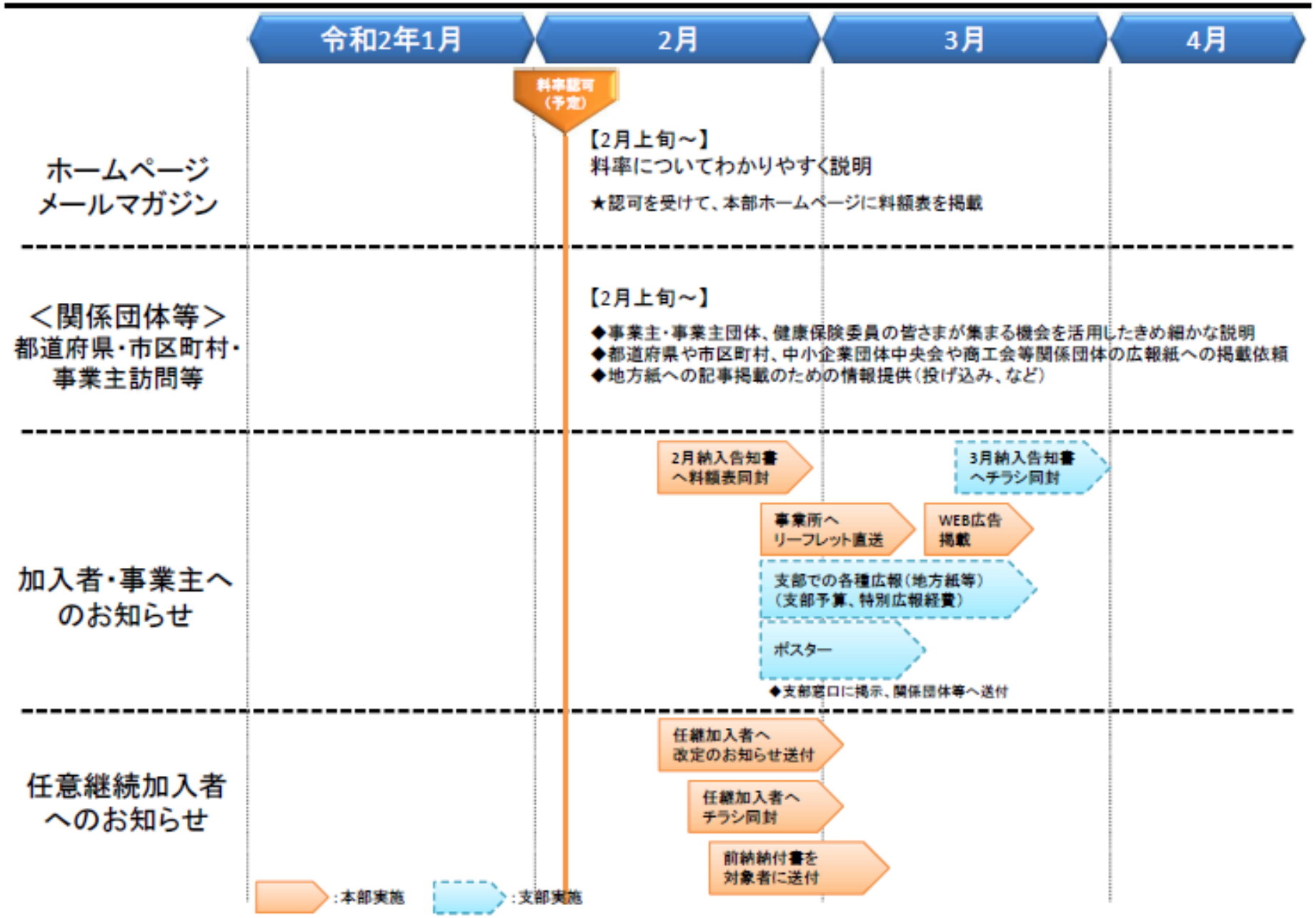
令和2年度　保険料率改定に係る広報スケジュール